

## 外国人建設就労者受入れ事業とは

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連の建設需要に適切に対応するため国内人材の確保に最大限努めることに加え、緊急かつ時限的措置として、建設分野の技能実習を満了した技能実習生が、外国人建設就労者として最大で3年間雇用契約に基づく即戦力労働者として建設業務に従事できるようにするものです。

### 1. 技能実習期間の満了後、引き続き継続して在留する場合

技能実習期間を満了後、引き続き国内に在留する場合は外国人建設就労者として、企業との雇用契約のもと、「特定活動」の在留資格をもって2年間、建設業務に従事することができます。

